

汚泥再生処理センター一運転管理業務委託
委託契約書

(案)

令和 年 月

倉浜衛生施設組合

汚泥再生処理センター運転管理業務委託

委託契約書

- 1 委託業務名 汚泥再生処理センター運転管理業務委託
- 2 委託業務場所 宜野湾市伊佐四丁目9番6号
- 3 委託期間
着手 令和7年4月1日
完了 令和10年3月31日
- 4 委託料 金 円
(内訳は別添内訳書のとおり)
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契約保証金 契約約款第5条に定めるとおり
- 6 契約条件 契約約款条項のとおり

上記業務について発注者 倉浜衛生施設組合（以下「発注者」という。）と受注者（以下「受注者」という。）とは委託契約書に基づき、各々の対等な立場における合意により、業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 沖縄市字池原3394番地
倉浜衛生施設組合
管理者 印

受注者
印

別添内訳書

年 度	委託料	
令和 7 年度	¥	-
令和 8 年度	¥	-
令和 9 年度	¥	-
合 計	¥	-

目 次

第1章 用語の定義	1
第1条 (用語の定義)	1
第2章 総 則	2
第2条 (一括再委託などの禁止)	2
第3条 (受注者に対する措置要求)	2
第4条 (本件契約等と業務内容が一致しない場合の修補義務)	2
第5条 (契約保証金、契約保証金の種類及び評価額)	2
第6条 (善管注意義務及び業務分担、近隣対応など)	3
第3章 本件施設の運転	3
第7条 (本業務の範囲)	3
第8条 (業務期間)	3
第9条 (許認可、届出など)	3
第10条 (関連法令の遵守)	4
第11条 (指示など)	4
第12条 (業務責任者)	4
第13条 (従事者の配置等)	4
第14条 (運転準備期間の教育訓練など)	4
第15条 (処理対象物の処理)	5
第16条 (処理対象物の受入など)	5
第17条 (災害発生時などの協力)	5
第18条 (搬出物の取扱)	5
第19条 (運転マニュアルの修正、更新など)	5
第20条 (保守点検の実施)	6
第21条 (見学などへの対応)	6
第22条 (業務計画書)	6
第23条 (業務完了報告書)	6
第24条 (検査及び引渡し)	6
第25条 (発注者の検査)	7
第26条 (異常事態への対応)	7
第27条 (臨機の措置)	7
第4章 仕様書の未達成など	8
第28条 (基準値の未達成)	8
第29条 (本件施設の運転の停止の際の取扱い)	8
第30条 (本件契約等の未達成)	8
第31条 (本件契約等の未達成などに伴う費用負担)	8
第5章 地域経済への貢献	9
第32条 (地域経済への貢献)	9
第6章 し尿等量、し尿性状	9
第33条 (し尿等量、し尿性状の変動により基準値を遵守できない場合の対応)	9
第7章 運転管理の報告	9
第34条 (運転管理の報告)	9

第8章 委託料	10
第35条 (委託料の支払)	10
第36条 (著しく賃金又は物価が変動した場合の契約変更)	10
第9章 法令変更	10
第37条 (法令変更)	10
第10章 不可抗力	11
第38条 (不可抗力)	11
第39条 (不可抗力による負担)	11
第11章 業務期間終了時の取扱いなど	11
第40条 (業務期間終了時の取扱い)	11
第41条 (業務期間終了時の明け渡し条件)	11
第42条 (業務終了時のモニタリング)	12
第12章 債務不履行	12
第43条 (発注者による解除)	13
第44条 (談合その他不正行為による解除)	13
第45条 (発注者による解除の場合の違約金)	13
第46条 (本業務の一部解除)	14
第47条 (受注者の解除権)	14
第48条 (法令変更又は不可抗力の場合の解除)	14
第49条 (本件契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置)	14
第50条 (損害賠償など)	15
第13章 その他	15
第51条 (所有権)	15
第52条 (第三者の損害)	15
第53条 (保険)	15
第54条 (公租公課の負担)	16
第55条 (権利義務の譲渡など)	16
第56条 (秘密の保持)	16
第57条 (特許権などの使用)	16
第58条 (著作権)	16
第59条 (遅延損害金)	17
第14章 雑則	17
第60条 (準拠法)	17
第61条 (管轄裁判所)	17
第62条 (解釈)	17
第63条 (雑則)	18

汚泥再生処理センター運転管理業務委託 契約約款

本契約約款は、発注者が整備する本件施設の汚泥再生処理センター運転管理業務委託に関する基本的事項について規定するため、発注者と受注者との間で締結される本件契約の一部を構成するものである。

発注者と受注者は、本件契約とともに、入札公告、仕様書、質疑回答書等に定める事項が適用されることをここに確認する。

第1章 用語の定義

(用語の定義)

第1条 本件契約において使用する用語の定義は、以下の各号に規定するとおりとする。

なお、本件契約に別段の定めがある場合、又は文脈上別異に係ることが明らかな場合を除き、本条に規定のない用語の定義は、汚泥再生処理センター運転管理業務委託 入札公告（以下「入札公告」という。）、及び汚泥再生処理センター運転管理業務委託 仕様書（以下「仕様書」という。）の記載に従う。

- (1) 「運転期間」とは、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの期間をいう。
- (2) 「運転準備期間」とは、令和7年3月1日から、令和7年3月31日までの期間をいう。
- (3) 「基本性能」とは、本件施設について、設備によって備え持つ施設としての機能であり、本件施設の建設工事における設計を最終的に取りまとめた完成図書において保証される内容をいう。
- (4) 「圏域」とは、発注者の組合市町の行政区域をいう。
- (5) 「運転指導事業者」とは、現受注業者をいう。
- (6) 「組合市町」とは、沖縄市、宜野湾市及び北谷町を総称して又は個別にいう。
- (7) 「業務期間」とは、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの期間をいう。
- (8) 「業務実施場所」とは、別紙1記載の住所の場所をいう。
- (9) 「質疑回答書」とは、入札公告等の交付後に受け付けられた質問並びにこれに対する発注者の回答を記載した書面を総称して又は個別にいう。
- (10) 「処理対象物」とは、圏域等から排出され、本件施設に組合市町許可業者が搬入するし尿等を総称していう。
- (11) 「保守点検」とは、日次、週次、月次等の本件施設の点検をいう。
- (12) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、竜巻、落盤、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象であって、通常の見込み可能な範囲外のもの（ただし、仕様書で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）等であって、発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。ただし、法令の変更等は、「不可抗力」に含まれない。
- (13) 「本件施設」とは、本件施設中の設備のうち、処理対象物を固液分離するために必要なすべての設備（機械設備、電気設備、計装制御設備等を含むが、これに限らない。）を総称していう。
- (14) 「本件契約等」とは、本件契約書、入札公告、仕様書、質疑回答書を総称して又は個別にいう。
- (15) 「本件施設」とは、別紙1記載の建物、施設、設備等をいう。
- (16) 「本業務」とは、本組合が所有する「汚泥再生処理センター」の受入業務、運転操作・監視業務、保守点検業務、水質他分析業務、清掃除草業務、薬品業務、集計業務、その他関連業務を総称してまたは個別にいう。
- (17) 「入札公告等」とは、本業務の入札に際して、配布された入札公告、仕様書、委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。

第2章 総則

(一括再委託などの禁止)

第2条 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、本業務の一部を第三者（以下総称して「下請人等」という。）に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 発注者は、前項の委任又は請負に係り、合理的な範囲で、受注者に対して、当該契約の条件（契約代金、スケジュールその他の条件を含むがこれに限られない。）その他の事項の説明を求めることができる。
- 4 第2項の規定による委任又は請負は、全て受注者の責任及び費用において行うものとし、下請人等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

(受注者に対する措置要求)

第3条 発注者は、受注者の役職員、使用人若しくは前条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(本件契約等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第4条 受注者は、業務の内容が本件契約等又は発注者の指示若しくは発注者、受注者協議の内容に適合しない場合において、発注者が業務の改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、業務期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約保証金、契約保証金の種類及び評価額)

第5条 受注者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、契約の相手方が次の各号の一に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 受注者が保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2か年の間に本組合、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実に担保が提供されたとき。
- (4) その他管理者が必要と認めたとき。

- 2 契約保証金に代わる契約保証の種類及び評価額は、次に掲げるものとする。

- (1) 政府の保証する債権は、額面金額の9割に相当する額
- (2) 金融機関による保証は、保証した金額

- (3) 公共工事履行保証による保証は、保証した金額
- (4) 履行保証保険契約の締結は、契約の金額
- (5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証は、保証した金額

(善管注意義務及び業務分担、近隣対応など)

第6条 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって、本件契約等に基づき、本業務を実施しなければならない。

- 2 本業務の計画自体に対する住民などの苦情、賠償請求又は差止仮処分申請などの住民反対運動などについては、発注者の責任及び費用において対応及び解決を図るものとし、受注者は、必要な協力を行うものとする。
- 3 受注者は、本業務の実施に関して、周辺住民等から意見等があった場合、その内容を発注者に報告するものとする。
- 4 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関する住民などの苦情、賠償請求又は差止仮処分申請などが発生した場合、自己の責任及び費用において、必要な対応及び解決を図るものとする。

第3章 本件施設の運転

(本業務の範囲)

第7条 発注者は、業務期間において、本業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。受注者の行う業務範囲は、次の各号のとおりとし、詳細は仕様書等による。

- (1) 生ごみ、し尿及び浄化槽汚泥の受入れに関する業務
- (2) 各設備機器の運転操作及び監視に関する業務
- (3) 各設備機器の保守点検に関する業務
- (4) 水質他分析に関する業務
- (5) 清掃・除草に関する業務
- (6) 薬品に関する業務
- (7) 各種報告書及びデータ等の集計に関する業務
- (8) その他上記業務の関連事項

- 2 受注者は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害発生を防止するとともに、労働災害などを発生させないように適正に本件施設の運転及び保守点検を行わなければならない。
- 3 受注者は、本件契約等に規定された仕様及び性能を満たすよう、適正に本業務を行わなければならない。

(業務期間)

第8条 運転準備期間、及び運転期間は、次のとおりとする。

- (1) 運転準備期間 令和7年3月1日から令和7年3月31日までの期間とする。
- (2) 運転期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの期間とする。

(許認可、届出など)

第9条 受注者は、本件契約等に基づく受注者の義務を履行するために必要な一切の許認可などを自己の責任及び費用において取得・維持し、また、本件契約等に基づく受注者の義務を履行するために必要な一切の届出についても自己の責任及び費用において提出する。ただし、発注者が取得・維持すべき許認可など及び届出は除くものとする。

- 2 受注者は、前項の本件契約等に基づく受注者の義務を履行するために必要な許認可など及び届出の申請に際しては、発注者に書面による事前説明及び事後報告を行う。
- 3 発注者は、受注者からの要請がある場合は、受注者による許認可などの取得、届出、その維持などに必要な資料の提出、その他について協力する。
- 4 受注者は、発注者からの要請がある場合は、発注者による許認可などの取得、届出、その維持などに必要な資料の提出、その他について協力する。

(関連法令の遵守)

第 10 条 受注者は、本業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)、労働基準法等を含む関連法令、関連規制などを遵守しなければならない。

(指示など)

第 11 条 発注者は、本件契約の履行について必要と認めるときは、受注者又は業務責任者に対し、指示することができる。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の実施状況について調査し、若しくは報告を求め、又は受注者の事務所その他本業務の実施場所に立ち入ることができる。

(業務責任者)

第 12 条 受注者は、業務責任者を選任し、その氏名その他必要事項を書面にて発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更する場合も同様とする。

- 2 業務責任者の選任は仕様書に定める要件を満たしているものとする。

(従事者の配置等)

第 13 条 受注者は、本業務を円滑に遂行するため、必要とする従事者及び有資格者を適正に配置して、業務を行うものとする。業務実施体制(取得資格を含む)を業務計画書に記載すること。ただし、変更する場合には事前に届け出ること。

- 2 本件施設の運転管理のための従事者には、次の各号の資格を有する者が含まれるものとし、受注者は、運転準備期間の終了までに、要求水準書にて要求されている人数を充たすまで、係る資格を有するものを確保し、かつ、本件契約の終了までこれを維持する。
 - (1) 廃棄物処理施設技術管理者(し尿・汚泥再生処理センター)
 - (2) 第 2 種酸素欠乏作業主任技術者
 - (3) 特定化学物質作業主任者
 - (4) 安全衛生推進者

(運転準備期間の教育訓練など)

第 14 条 受注者は、運転準備期間中に、運転指導事業者と協力して、運転業務開始の準備を行うものとする。

- 2 受注者は、運転準備期間中に、運転指導事業者が従業者に対して行う教育訓練を必要に応じて受講させ、円滑に本件施設の運転を開始できるようにするものとする。

3 受注者の運転員は、運転準備期間中において運転指導事業者が配置する運転指導員による運転、操作等の指示、指導のもと、運転管理等を行うものとする。

4 受注者は、教育訓練が終了したにもかかわらず、安全で安定した運転技術の水準に達しないと判断した場合、受注者は自らの費用負担と責任において運転技術の習熟に努めなければならない。

(処理対象物の処理)

第 15 条 受注者は、処理対象物を本件契約等に適合させて処理しなければならない。

2 受注者は、前項の規定の他、災害等の不可抗力の発生その他やむを得ない事情がある場合には、発注者の指示において組合市町以外の市町村から排出されるし尿等についても本件施設の処理可能な範囲で処理しなければならない。

(処理対象物の受入など)

第 16 条 発注者は、処理対象物を発注者の費用と責任において、本件施設内の処理対象物の受入設備（以下「受入設備」という。）に搬入する。

2 受注者は、本件施設の受入設備において受入可能な量の処理対象物を受入れなければならない。

3 受注者は、受入設備において、受入可能な量を超えるおそれがある場合、発注者に報告するものとし、発注者の指示を受ける。

(災害発生時などの協力)

第 17 条 災害その他不測の事態により、本件契約等に示す計画搬入量を超える多量のし尿等が発生するなどの状況が生じた場合において、その処理を発注者が実施しようとするときは、受注者はその処理処分に協力する。ただし、その処理の費用は発注者の負担とする。

(搬出物の取扱)

第 18 条 本件施設における処理対象物の処理によって発生する搬出物の取扱は、次の各号に規定するとおりとする。

(1) 受注者は、本件施設から発生する脱水汚泥を脱水汚泥ホッパに貯留し、発注者が、発注者の費用負担により発注者が指定する熱回収施設へ搬出する。

(2) 受注者は、本件施設から発生する沈砂を沈砂槽に貯留し、発注者が、発注者の費用負担により発注者が指定する熱回収施設へ搬出する。

(運転マニュアルの修正、更新など)

第 19 条 受注者は、本件施設の運転期間開始日の 1 箇月前までに、発注者から交付を受けた運転マニュアル等(保守管理に係る各種の点検・保守マニュアルなどを含む。以下同じ。)を、必要な追加、変更、修正などを加えた上、発注者に提出しなければならない。発注者はこれを確認するものとし、必要に応じて再度の追加・変更・修正などを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定に基づき、発注者の確認を受けた運転マニュアルにより、本業務を行う。

3 受注者は、本件施設の業務終了まで運転マニュアルの更新を行うとともに、業務期間以降においても利用可能となるよう、業務期間の運転実績及び受注者の提案事項を反映

させた運転マニュアルを提出する。

- 4 受注者は、本件施設について本件契約等における性能を維持し、運転するため、また、本業務を円滑に行うため、常に運転マニュアルを適正なものにするよう努めるものとする。
- 5 受注者は、必要に応じて、発注者と協議の上、適宜に運転マニュアルの更新を行い、常に最新版を保管し、更新の都度、変更された部分を発注者に提出する。
- 6 受注者は、運転管理の結果が本件契約等を満たさないときに、単に運転マニュアルに従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

(保守点検の実施)

第 20 条 受注者は、本業務の一部として、保守点検実施計画を策定し、本施設の保守点検を実施しなければならない。

- 2 受注者は、保守点検で、異常が発生した場合や故障が発生した場合は、速やかに発注者に報告し、必要に応じて簡易な補修、臨機の措置、臨時点検等を実施する。
- 3 受注者は、簡易な補修、保守点検、臨時点検の記録を、日報に記載しなければならない。
- 4 受注者は、簡易な補修、保守点検、臨時点検の履歴を業務期間中にわたり電子データとして保存するとともに、業務期間終了後、発注者に無償で譲渡する。

(見学などへの対応)

第 21 条 発注者は、本件施設への施設見学者の受付を行う。

- 2 受注者は、発注者の要請により、受注者の業務遂行に支障のない範囲で、一般見学者、学童・生徒の施設見学に際しての施設説明、案内、説明用資料の作成等の施設見学者の対応支援を行うものとする。

(業務計画書)

第 22 条 受注者は、契約後、仕様書第 1 (7) に定めるところにより、業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により業務計画書が提出されたときは、遅滞なく、これを審査し、その内容が不相当であると認めたときは、発注者に修正を求めることができる。

(業務完了報告書)

第 23 条 受注者は、委託業務が完了したときは、仕様書第 1 (20) に定めるところにより、発注者に業務完了報告書を提出しなければならない。

(検査及び引渡し)

第 24 条 発注者は、前条の規定による業務完了報告書の提出を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に受注者の立ち合い上、業務の完了を確認する業務完了検査（以下「検査」という。）を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 2 発注者が前項の規定により検査を完了したときは、業務の成果品の引渡しが行われたものとみなすものとする。
- 3 発注者は、第 1 項の検査の結果、当該成果品の改善措置を命じられたときは、直ちに

改善措置を行い発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、改善措置の完了を業務の完了とみなして、第2項の規定を適用するものとする。

(発注者の検査)

第25条 発注者は、自己の負担により、本件施設の検査を行うことができる。この場合、発注者は、受注者の通常の本業務時間内に、受注者に対する事前の通知を行った上で本件施設へ立ち入り、自らの費用で検査、計測などを行う。受注者は、発注者が行う放流水等の分析への協力を行うこと。

- 2 発注者は、当該計測及び検査の業務を、法的資格を有する第三者に委託することができる。
- 3 発注者は受注者の行う本業務の実施に影響を与えないよう配慮して、検査を行わなければならない。

(異常事態への対応)

第26条 受注者は、本業務において、故障、不可抗力による損害発生、その他本件契約の未達成などの事態（以下総称して又は個別に「異常事態」という。）が発生したときは、本件契約等に従い、運転を停止し、又は監視を強化しなければならない。

- 2 受注者は、本件施設が異常事態に至った原因の究明及びその責任の所在の分析などを行う。
- 3 発注者は、前項による受注者の原因の究明及び責任の分析とは別個に、独自に異常事態の発生の事実関係の調査、原因の究明及び責任の分析などを行うことができる。この場合、受注者は、発注者が請求する資料などの提出、事実関係の説明、試料などの提供を行わなければならない。
- 4 本件施設が計画外の停止の状態に陥った場合についても、その原因の究明などについて第2項及び第3項を準用する。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、事故、災害防止などのため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知する。
- 3 発注者は、事故、災害防止その他本件施設の運転を行う上で、特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び受注者が通常予測し、対処できる事由により生じたものについては、受注者が負担するものとし、それ以外の事由により臨機の措置を講じた場合の費用は、発注者が負担するものとする。ただし、不可抗力による場合には、第34条第1項に基づき発注者及び受注者が負担するものとする。

第4章 仕様書の未達成など

(基準値の未達成)

第28条 第25条の発注者の検査などの結果、別紙2に示す放流基準値(仕様書に規定された放流基準値をいう。以下同じ。)が達成されていないことが判明した場合には、発注者又は受注者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、受注者は、原因の究明に努め、仕様書を達成するよう、本業務の改善などを行わなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、協議により、本件施設の稼働状況に応じて、放流基準値を見直すことができる。

(本件施設の運転の停止の際の取扱い)

第29条 本件施設の運転停止が発生し、その結果、し尿処理の滞留により、圏域の住民の生活環境の悪化が生じる可能性がある場合、発注者は、周辺地方公共団体と協議し、圏域内で生じたし尿を、周辺地方公共団体のし尿処理施設へ搬入する。

- 2 前項の本件施設の運転停止が、受注者の責による場合は、発注者は、受注者に対し、周辺地方公共団体のし尿処理施設へのし尿搬入、及びし尿処理に要した費用を請求するものとし、受注者はこれを支払わなければならない。

(本件契約等の未達成)

第30条 第25条の発注者の検査などの結果、放流基準値として示された項目以外の項目などについて、本件契約等が達成されないことが判明した場合には、発注者又は受注者は速やかにその旨を相手方に通知するとともに、受注者は原因の究明に努め、本件契約等を満たすよう、本業務の改善などを行わなければならない。

- 2 前項の場合、発注者は必要と認めるときは、受注者に本件施設の運転の停止を指示することができる、受注者はこれに従わなければならない。
- 3 第1項の場合、本件契約等を達成されるよう回復するまでの猶予期間として、第1項の発注者又は受注者の通知から60日間の猶予期間を受注者に与える。ただし、発注者は60日間で回復される見込みがないと合理的に認めるときには、受注者に与える猶予期間を延長することができる。
- 4 第1項の本件契約等の未達成が受注者の責めに帰すべき事由を原因とする場合で前項の猶予期間内に受注者が当該未達成を回復できない場合、及び第2項の本件施設の運転の停止が受注者の責めに帰すべき事由を原因とする場合、発注者は受注者に支払う委託料を減額することができる。減額する委託料の額については発注者と受注者が協議により定める。

(本件契約等の未達成などに伴う費用負担)

第31条 受注者の責めに帰すべき事由を原因とする、第28条乃至前条に定める対応に要する費用(原因の究明及び責任の分析に要する費用、受入れできない処理対象物を運搬し、これを処理する費用、計画外の補修費などを行う費用を含む。)は全て受注者が負担する。ただし、不可抗力による場合は第38条第1項に基づき発注者及び受注者が負担するものとし、それ以外の場合には、発注者が当該費用を負担するものとする。

- 2 負担方法については、発注者と受注者が協議により定める。

第5章 地域経済への貢献

(地域経済への貢献)

第32条 受注者は、施設の管理運営にあたっては、地元である沖縄市、宜野湾市、北谷町の雇用促進に配慮するとともに、必要となる資材等を調達する場合は極力地元より調達するものとする。

第6章 し尿等量、し尿性状

(し尿等量、し尿性状の変動により基準値を遵守できない場合の対応)

第33条 受注者が、処理対象物のし尿等量、し尿性状が計画し尿等量、し尿性状の範囲から大幅に逸脱し、本件契約等又は放流基準値を遵守することが困難である旨の申立てを発注者に対して行った場合、発注者は、本件契約等又は放流基準値を遵守することが困難であるかどうかについて確認する。

- 2 発注者が前項の確認を行い、受注者の申立てが合理的であると認めた場合、発注者は、新たに自ら適当と認める方法により計画し尿性状を算出し、本件契約等又は放流基準値を満たすための本件施設などの改造について決定し、受注者に報告する。
- 3 第2項の規定により、本件施設などの改造が行われた結果、第32条に定める委託料が不適切となった場合、発注者及び受注者は、委託料の見直しについて協議することができる。

第7章 運転管理の報告

(運転管理の報告)

第34条 受注者は、仕様書に従い、本件施設の運転に係る日報、月報、年報などにより、発注者に対して運転管理の報告を行なわなければならない。なお、日報、月報及び年報の各提出期限は以下に示すとおりとする。

- (1) 日報：当該日の翌営業日(受注者の営業日をいう。以下同じ。)以内
- (2) 月報：当該月の翌月3営業日以内
- (3) 年報：当該事業年度終了後1箇月以内

- 2 発注者は、日報、月報及び年報並びに運転、維持管理データの内容に疑義があると認める場合、その他本件契約等に定める業務を適切に実施していないと判断した場合において、受注者に説明を求めることができる。この場合、発注者は、受注者に対し、本件施設の管理者として説明責任を果たすために必要な範囲で、追加資料の提出又は当該業務に関し改善措置を求めることができ、受注者はかかる発注者の求めに対し誠実に対応しなければならない。
- 3 受注者は、各種報告書及びその他受注者が本件契約に基づき作成する書類につき、電子データの形で本業務期間中保管するものとし、本件施設の保守管理上の日報、月報、年報は印刷物としても保管する。なお、発注者の求めがある場合、受注者は、各種報告書及びその他受注者が本件契約に基づき作成する書類を電子データとして発注者に提出しなければならない。
- 4 受注者は前項の印刷物を、作成時から業務期間の終了まで保存する。また、電子データについては、受注者は本業務の終了まで保存する。

第 8 章 委託料

(委託料の支払)

第 35 条 発注者は、受注者に対し、本件契約に従い委託料を支払う。

- 2 委託料は、業務期間にわたる総額として、金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、 円を含む。)とする。
- 3 委託料の支払い方法は、別紙 3 に定める方法による。

(著しく賃金又は物価が変動した場合の契約変更)

第 36 条 発注者又は受注者は、委託期間内で契約締結の日から 12 箇月経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託金額が不相当となったと認めたる時は、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の請求があった時は、変動前残委託金額(委託金額から当該請求時に業務を完了した部分に相応する委託金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残委託金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残委託金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残委託金額の 1000 分の 15 を超える額につき、委託金額を変更することができる。
- 3 変動前残委託金額及び変動後残委託金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知するものとする。
- 4 第 1 項による請求は、本条の規定により委託金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、第 1 項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく委託金額変更の基準とした日」とする。
- 5 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託金額が著しく不相当となった時は、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、委託金額の変更を請求することができる。
- 6 前項の場合において、委託金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項又は第 5 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 8 第 2 項から前項までの規定によりがたい場合は、発注者受注者協議により定めるものとする。

第 9 章 法令変更

(法令変更)

第 37 条 発注者は、本件契約締結後に法令変更(税制に関するものを含む。)が行われ、受注者の本業務の実施に追加費用が生じるときは、発注者が合理的な範囲でこれを負担する。

- 2 法令変更により、仕様書、運転マニュアル又は点検・検査計画書の変更が可能となり、

かかる変更により受注者の本業務実施の費用が減少するときは、協議により仕様書、運転マニュアル又は点検・検査計画書の変更を行い、委託料を減額する。

- 3 法令変更により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第 48 条の規定に従う。

第 10 章 不可抗力

(不可抗力)

第 38 条 発注者及び受注者は、不可抗力によりいずれかの当事者が本件契約の履行ができなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を發した日以降、本件契約等に基づく履行期日における当該履行義務を免れる。ただし、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第 48 条の規定に従う。

(不可抗力による負担)

第 39 条 不可抗力により本業務に追加の合理的費用（損害を補填などする費用を含む。）が発生した場合、当該費用の負担は事業年度毎に計算するものとし、不可抗力が生じた日が属する事業年度の委託料の 100 分の 1 に至るまでは受注者が当該追加費用を負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。

- 2 発注者及び受注者は、当該不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

第 11 章 業務期間終了時の取扱いなど

(業務期間終了時の取扱い)

第 40 条 本件契約は、業務期間満了日をもって終了する。

- 2 受注者は、業務期間終了時には、以下の各号に係る情報及び資料を含む、発注者が請求する情報及び資料の提供を行わなくてはならない。

- (1) 人件費の実績
- (2) その他必要な資料

(業務期間終了時の引き渡し条件)

第 41 条 受注者は、本件施設がこの業務期間満了時において、仕様書を満たしながら運転できる状態にて、発注者に引き渡す。

- 2 発注者及び受注者は、業務開始前までに双方立会いのもと、本件施設の機能確認を行う。

- 3 機能確認書式は、発注者と受注者が協議し、受注者が作成し、発注者が承諾した書式とする。受注者は、業務期間終了後 1 年の間に、本件施設に関して受注者の責めに帰すべき事由に起因する仕様書の未達成が発覚した場合には、受注者は自己の費用により改修など必要な対応を行う。

- 4 発注者及び受注者は、必要があると認められるときは、相手方に対して施設及び設備の全部又は一部の機能確認を行うことを求めることができる。この場合において、速やかに双方立会いのもと、機能確認書により機能確認を行う。
- 5 発注者及び受注者は、契約期間終了にあたっては、契約終了日までに、双方立会いのもと、機能確認書により本件施設の機能確認を行う。
- 6 受注者は、前項の機能確認が完了したときは、その結果を機能確認書に記載し、確認終了日から14日以内に発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- 7 引き渡し時のその他の条件は、発注者と受注者の協議により定める。

(業務終了時のモニタリング)

第42条 運転期間終了時には、前条第2項に定めた機能確認書により、本件施設の現状の確認を行い、本件施設が適切な状態に維持されていることの確認を行う。

- (1) 本件施設の機能状況の確認
- (2) 大規模補修を含む本件施設の耐用度の確認
- (3) 業務継続に係る経済性評価の確認

- 2 前項の確認の結果、本件施設が、受注者の責めに帰すべき事由により本来有すべき基本性能を欠いている場合には、受注者は、受注者の費用負担により、必要な補修などを実施し、補修などの終了後、再度発注者の確認を受けるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、業務終了日より1年間、本件施設の状態について契約不適合責任を有するものとする。

第12章 債務不履行

(発注者による解除)

第43条 発注者は、必要と認めたときは、90日前に受注者に通知することにより、本件契約を解除することができる。この場合、発注者は、受注者に生じた損害を補償する責を負う。

- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し催告することなく、本件契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由がなく、本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - (2) 本業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録などを取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
 - (3) 受注者が発注者の指示に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
 - (4) 第43条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (5) 受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、本件契約の入札に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。
 - (6) 受注者が本件契約等に違反している場合(仕様書に定める各水準の未達成を含む。)において、発注者が第30条の規定に基づき、受注者に対して各条に従って猶予期間を設けて是正を請求したにもかかわらず、当該猶予期間内に治癒がなされないとき。
 - (7) 受注者が業務を放棄したと認められるとき。
 - (8) 受注者に係る破産、会社更生手続、民事再生手続若しくは特別清算のいずれかの手続について、取締役会でその申立などを決議したとき、あるいはその申立などがされたとき、又は支払不能若しくは支払停止となったとき。
 - (9) 受注者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する

者に該当することとなったとき。

- 3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、30日以内に、受注者に対し履行を催告し、催告期間内に改善されないときは、受注者に通知することにより本件契約を解除することができる。なお、受注者は、発注者が請求した場合は、自己の負担において、発注者が指定する事業者に、本業務の一部又は全部を委託しなければならない。
 - (1) 受注者が、本業務に係る発注者が通知する指摘事項について、遅滞なく対応策を示さないとき。
 - (2) 受注者が、発注者が請求した日の翌日から起算して30日以内に、別紙4第2項各号の保険契約を締結しないとき、又はこれを維持しないとき。ただし、発注者は、受注者が付保すべき保険が必要とされないと合理的に判断する場合においては、当該保険に係る契約の締結を請求しない。
 - (3) その他、受注者が本件契約の義務を履行しないとき。

(談合その他不正行為による解除)

第44条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者に対し催告することなく、本件契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第53条の3又は第54条の規定による審決(同法第54条第3項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。)
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされたとき。
- (3) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 受注者が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(発注者による解除の場合の違約金)

第45条 発注者が第42条第2項及び第3項、又は前条に基づき本件契約を解除した場合には、受注者は、解除の日を基準日とする残期間委託料の10分の1に相当する金額を、違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、頭書の契約保証金(契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。)があるときは、当該違約金の額から当該契約保証金の額を控除することができる。

- 2 発注者が第39条第2項及び第3項、又は前条に基づき本件契約を解除した場合には、契約保証金は発注者に帰属する。発注者に帰属した契約保証金は、発注者の損害の賠償若しくは第1項の違約金に充当する。
- 3 第1項の規定により受注者が発注者に違約金を支払う場合において、発注者は、違約金請求権と受注者の委託料請求権その他発注者に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。
- 4 前3項の規定は発注者の損害賠償請求権の行使を妨げるものではなく、第1項に定める違約金を超える損害が発注者に生じている場合には、発注者は、受注者に対して当該

超過額について損害賠償を請求することができる。

(本業務の一部解除)

第 46 条 運転期間中、発注者が利用する必要がないと判断した本件施設の設備の一部に係る本件業務の委託に係る部分につき、本件契約を解除することができる。

- 2 発注者が、前項に基づき本件契約を部分解除する場合には、解除日の 6 箇月前から、受注者と不要設備の利用停止に関し協議するものとし、受注者は当該協議の結果に従って不要設備の利用停止に向けた必要な措置を講じる。
- 3 発注者は、第 1 項の解除により受注者に損害が生じたときは、その損害を賠償する。賠償金額については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(受注者の解除権)

第 47 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者に対し通知の上、本件契約を解除することができる。

- (1) 前条第 1 項の規定による部分解除のため、契約金額が 3 分の 1 以上減じたとき。
- (2) 発注者が本件契約に違反し、その違反によって本件契約の履行が不可能となったとき。
- (3) 発注者が本件契約に基づく債務の履行を行わない事態を 90 日間継続したとき。

- 2 受注者は、前項の規定により本件契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(法令変更又は不可抗力の場合の解除)

第 48 条 発注者又は受注者は、本件契約の締結後における法令の変更又は不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合には、本件契約終了に伴う権利義務関係などについて双方協議の上、本件契約を解除することができる。その場合、発注者は、受注者の行った業務のうち、対応する委託料が支払われていない業務に係る委託料を、速やかに受注者に支払う。

(本件契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置)

第 49 条 本件契約が解除される場合、本件契約は、将来に向かって終了するものとする。

- 2 受注者は、本件契約が終了する場合において、貸与品又は支給された用役等があるときには、遅滞無く発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は用役等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに変えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、本件契約が終了する場合で発注者が本件施設での業務を継続しようとする場合には、本件施設の運転管理を継承する事業者（以下「後任事業者」という。）へ、契約終了前に、引継ぎを行うものとする。
- 4 前項の引継ぎの期間については、発注者と受注者の協議の上決定するものとするが、原則として本件契約期間終了前において、30 日以内とする。
- 5 受注者は、後任事業者が本件施設の運転にあたり安全で安定した運転が継続できるよう引継ぎを行うものとする。また、引継ぎに関わる費用については、後任事業者の負担とする。
- 6 受注者は、第 4 項の引継ぎの期間内において、発注者と後任事業者との協議により、

引継ぎ指導員の派遣要請を受けた場合は、引継ぎ指導員を配置するものとし、この場合、引継ぎ要員は本件施設の運転に必要な能力を有する者とし、発注者に通知した上で、配置するものとする。

- 7 受注者は、本件契約の終了に際して、本件施設内に受注者が所有又は管理する業務機械器具、仮設物その他の物件（受注者が本業務の一部を委託し又は請け負わせた者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき、発注者の指示に従わなくてはならない。発注者は、受注者に対して、期間を定めて、受注者の責任及び費用において当該物件を撤去又は処分すべき旨を指示することができる。
- 8 発注者は、前項の場合において、受注者が、正当な理由なく期間内に当該物件の処置につき発注者の指示に従わないときは、受注者に代わって当該物件を処分するなど、適切な処置を行うことができる。受注者は、この場合、発注者の処置について異議を申し出ることができず、また、発注者の処置に要した費用を負担しなければならない。
- 9 受注者は、第3項に規定する業務の引継ぎを、故意又は過失により怠った場合、当該懈怠から生じた発注者の損害につき、その責を負うものとする。

（損害賠償など）

第50条 本業務に関連して、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合、発注者は受注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

- 2 受注者は、本件契約に従った運転管理を実施せず、又はその他本件契約の定めるところに違反し、発注者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 本件契約に定める委託料の減額は、前項に従った発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また委託料の減額を損害賠償の予定と解してはならない。

第13章 その他

（所有権）

第51条 本件施設の所有権は、発注者に帰属するものとし、本件施設の更新などが行われた場合においても異なる。受注者は、業務遂行に関連し、これに必要な限度においてのみ本件施設に立ち入り、これを使用する権利を有するに過ぎず、この他、本件施設に関していかなる権利も有しない。

- 2 発注者は、受注者に対し、受注者による本業務の遂行のために必要な限度で、本件施設を業務期間中無償で使用させる。

（第三者の損害）

第52条 受注者は、その故意又は過失若しくは法令などの不遵守によって、発注者又は第三者に人的あるいは物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

（保険）

第53条 発注者は、業務期間中、本件施設に関して、自己の責任及び費用において、別紙4第1項の保険を付保する。

- 2 受注者は、本業務に係る損失や損害に備え、かつ本件契約等に規定する損害賠償に係る債務を担保するために、自らの責任と費用において別紙4第2項に定められた種類及

び内容の保険を付保するものとし、保険契約締結後又は更新後すみやかに当該保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。

(公租公課の負担)

第 54 条 本件契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、すべて受注者が負担する。発注者は、受注者に対して委託料に対する消費税（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税をいう。）相当額及び地方消費税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。）相当額を支払う以外、本件契約に関連するすべての租税について、本件契約に別段の規定がある場合を除き負担しない。

(権利義務の譲渡など)

第 55 条 受注者は、事前の書面による発注者の承諾を得た場合を除き、本件契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ又は担保の目的に供することができない。

(秘密の保持)

第 56 条 発注者及び受注者は、本件契約の交渉、作成、実施を通じて開示を受けた相手方（本条において以下「情報開示者」という。）の営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他全ての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している複成物を含む情報（以下「秘密情報」という。）を、本件契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、又以下の各号に定める場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。

- (1) 本業務に関して発注者又は受注者に助言を行なう弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合
- (2) 発注者が定める情報公開条例その他の法令などの適用を受ける場合

2 以下の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 情報開示者から提供を受ける前に保有している情報
- (2) 第三者から正当に入手した情報
- (3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
- (4) 本条に定める秘密保持義務に違反することなく既に公知となった情報

3 受注者は、本業務を実施するにつき、個人情報を取り扱う場合、関係法令及び組合市町個人情報保護条例を適用し、これらの規定に従うほか、発注者の指示を受けて適切に取り扱わなければならない。

4 本条に定める秘密保持義務は、本契約の終了後も 10 年間その効力を有するものとする。

(特許権などの使用)

第 57 条 受注者は、発注者から提供される情報、書類、図面その他のものを除き、本件契約等の規定に従って、本件施設を稼働させし尿等を処理するために必要な特許権などの実施権・使用权その他ノウハウなどの活用に必要な諸権利を、自己の責任及び費用において、取得・維持するものとし、関係者との調整を行わなければならない。

(著作権)

第 58 条 本件契約等に基づき、発注者が受注者に対して提供した情報、書類、図面などの著作権その他の知的財産権（発注者に権利が帰属しないものを除く。）は、発注者に属する。ただし、発注者は、受注者に対して、本件契約の目的を達成するために必要な限度で、当該提供物を無償で使用させる。

2 本件契約等に基づき、受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面などの成果物の著作権その他の知的財産権（受注者に権利が帰属しないものを除く。）は、すべて受注者に属する。ただし、受注者は、発注者に対して、本件契約の目的を達成するために必要な限度で、当該成果物を無償で使用させる。

3 受注者は、自ら又は著作権者として、次の各号に規定する行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 第2項の著作物に係る著作権その他の知的財産権を第三者に譲渡し、又は承継させること。

(2) 本件施設に受注者の実名又は変名を表示すること。

(3) 著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使すること。

4 発注者が、受注者の作成した成果物を公開する場合は、情報公開条例その他法令に基づくとき又は発注者の議会に提出するときを除き、受注者の事前の書面による承諾を得なければならない。

(遅延損害金)

第59条 受注者は、本件契約に定める賠償金、損害金又は違約金を、発注者の指定する支払期日を徒過して支払わないときは、発注者に対し、遅延損害金を支払う。

2 前項の遅延損害金は、賠償金、損害金又は違約金に、発注者の指定する支払期日の翌日から支払済みまで財務省告示の政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率に基づき計算した額とする。(千円未満は切り捨てるものとする。)

第14章 雑則

(準拠法)

第60条 本契約は、日本国の法令などに準則するものとし、日本国の法令などに従って解釈される。

(管轄裁判所)

第61条 本契約に関する当事者間のあらゆる法的紛争については、沖縄地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(解釈)

第62条 本件契約等の中に齟齬がある場合、本件契約、質疑回答書、仕様書、入札公告の順にその解釈が優先するものとする。

2 本件契約の各条項などの解釈について疑義を生じたとき、又は本件契約に定めのない事項については、発注者及び受注者で協議の上、互いに誠意をもってこれを定めるものとする。

(雑則)

第62条 本契約並びにこれに基づき締結される全ての合意に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び契約終了告知・解約などは、書面により行なわなければならない。

2 本契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる計量単位は、本件契約等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

- 3 契約期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）（これらの改正法を含む。）の定めるところによるものとする。
- 4 本件契約の履行に関して用いる言語は、日本語とする。
- 5 本件契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。
- 6 本件契約の履行に関して用いる通貨は、日本円とする。

（補則）

第 63 条 本契約に定めのない事項については、沖縄市契約規則によるものとする。

別紙 1 (第 1 条関係)

本件施設の概要

1 本件施設

(1) 事業箇所位置図

施設名：倉浜衛生施設組合汚泥再生処理センター

所在地：宜野湾市伊佐 4 丁目 9 番 6 号



事業箇所



(2) 施設の概要

項 目		倉浜衛生施設組合 汚泥再生処理センター	
処理対象区域	沖縄市、宜野湾市、北谷町		
施設面積	敷地面積	3,500 m ²	
	建築面積	670.95 m ²	
	延床面積	1,161.06 m ²	
	計画処理能力	29kL/日(し尿 8kL/日、浄化槽汚泥 21kL/日) 生ごみ(調理残渣) 400kg/日(搬入日あたり)	
水処理方式	固液分離方式		
資源化方式	助燃剤化(熱回収施設にて利用)		
竣工予定	令和4年3月		
供用開始予定	令和4年4月		
建設請負業者	水ingエンジニアリング株式会社・株式会社仲本工業特定建設工事共同企業体		
その他関連設備:	門扉、囲障、植栽、構内道路、駐車場		
事業区分	循環型社会形成推進交付金事業(環境省)		
放流先	宜野湾市公共下水道		
希釈水	宜野湾浄化センターからの処理水		

(3) 本業務の対象となる本件施設の設備等の範囲 (本件施設)

設備名	No.	機器名称	機器仕様	台数			
				常用	予備	合計	
受入貯留 設備	1	トラックスケール	15 ton 10 kg	1	0	1	
	2	トラックスケール排水ポンプ	0.1 m ³ /分 × 8 mH	1	0	1	
	3	受入口	口径 150 mm	2	0	2	
	4	真空ポンプ	2.7 m ³ /分 × -700 mmAq	1	0	1	
	5	沈砂洗浄タンク	1.0 m ³	1	0	1	
	6	バキュームタンク	1.8 m ³	1	0	1	
	7	沈砂コンテナ	0.4 m ³	1	0	1	
	8	破砕機	0.11 m ³ /分 × 10 mH	1	1	2	
	9	貯留槽スクラム破砕ポンプ	0.5 m ³ /分 × 8 mH	1	1	2	
	10	貯留槽搅拌ブロウ	2.0 m ³ /分 × 53 kPa	1	1	2	
	11	貯留槽散気装置	225 L/分	4	0	4	
	12	生ごみ破砕機	500 L/時	1	0	1	
資源化 (固液分離) 設備	13	汚泥供給ポンプ	0.06 m ³ /分 × 15 mH	2	1	3	
	14	無機凝集剤注入ポンプ	300 mL/分 × 0.2 MPa	2	1	3	
	15	無機凝集剤貯槽	3.0 m ³	0	0	0	
	16	高分子凝集剤注入ポンプ	1,000 L/時 × 1.0 MPa	2	1	3	
	17	高分子凝集剤溶解貯槽	1,200 L/時, 1,700 L	1	0	1	
	19	凝集反応槽, 凝集反応槽搅拌机	350 L	2	0	2	
	18	脱水機本体	3.95 m ³ /時, 44.4 kgDS/時	2	0	2	
	20	同 濃縮槽	3.95 m ³ /時	2	0	2	
	21	同 軸摺動油圧ユニット		2	0	2	
	22	同 洗浄装置		2	0	2	
	23	同 TC油圧ユニット		2	0	2	
	24	分離液移送ポンプ	0.09 m ³ /分 × 8 mH	1	1	2	
	25	分離液槽散気装置	225 L/分	4	0	4	
	26	No.1脱水汚泥移送装置	500 kgDS/時	2	0	2	
	27	No.2脱水汚泥移送装置	500 kgDS/時	2	0	2	
	28	脱水汚泥ホッパ	4.4 m ³	1	0	1	
	取排水設備	29	消臭剤噴霧装置		1	0	1
		30	希釈水ポンプ	0.22 m ³ /分 × 10 mH	1	1	2
		31	下水放流ポンプ	0.30 m ³ /分 × 20 mH	1	1	2
		32	放流槽散気装置	200 L/分	1	0	1
		32	プロセス用水ポンプ	600 L/分 × 40 mH	2	0	2
		33	地下用床排水ポンプ	0.15 m ³ /分 × 8 mH	1	0	1
	33	1階用床排水ポンプ	0.15 m ³ /分 × 8 mH	2	0	2	
	34	希釈水移送ポンプ		1	1	2	
脱臭設備	35	高濃度臭気ファン	25 m ³ /分 × 3.0 kPa	1	0	1	
	36	生物脱臭塔	25 m ³ /分	1	0	1	
	37	生物脱臭循環ポンプ	100 L/分 × 15 mH	1	1	2	
	38	薬液洗浄塔	25 m ³ /分	1	0	1	
	39	酸循環ポンプ	75 L/分 × 15 mH	1	1	2	
	40	アルカリ循環ポンプ	75 L/分 × 15 mH	1	1	2	
	41	酸注入ポンプ	18 mL/分 × 0.3 MPa	1	1	2	
	42	酸貯槽	100.0 m ³	1	0	1	
	43	次亜塩素酸注入ポンプ	60 mL/分 × 0.3 MPa	1	1	2	
	44	次亜塩素酸貯槽	3.0 m ³	1	0	1	
	45	アルカリ注入ポンプ	60 mL/分 × 0.3 MPa	1	1	2	
	46	アルカリ貯槽	3.0 m ³	1	0	1	
	47	高濃度活性炭吸着塔	25 m ³ /分	1	0	1	
	48	低濃度臭気ファン	180 m ³ /分 2.0 kPa	1	0	1	
	49	低濃度活性炭吸着塔	180 m ³ /分	1	0	1	
	50	スケール防止剤注入装置		1	0	1	
計装空気設備	51	空気圧縮機	240 L/分 × 0.9 MPa	1	1	2	
	52	除湿機	240 L/分	1	0	1	

※本件施設の建設に係る建設請負業者の瑕疵担保の範囲は除く。

別紙 2 (第 28 条関係)

放流基準

物質		要監視基準
		基準値
p H		5.0～9.0 未満
B O D (日間平均)	mg/L	600 mg/L 未満
浮遊物質 (日間平均)	mg/L	600 mg/L 未満
N-ヘキサン抽出物質鉱油類含有量	mg/L	5 mg/L 以下
同 動植物性油脂類含有量	mg/L	30 mg/L 以下
よう素消費量 (日間平均)	mg/L	220 mg/L 未満
窒素含有量 (日間平均)	mg/L	240 mg/L 未満
リン含有量 (日間平均)	mg/L	32 mg/L 未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量	mg/L	380 mg/L 未満

委託料の支払い方法

- (1) 受注者は、仕様書により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに、発注者に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については、当月分の完了届をまとめて月 1 回提出することを指示することができる。
- (3) 前項の場合において、受注者は、日々の完了届に代えて業務を履行した旨記載した業務履行日誌等を作成のうえ、これを発注者に提示して検査を受けなければならない。
- (4) 受注者は、あらかじめ指定された日時において、(1)の検査に立ち会わなければならない。
- (5) 受注者は、(1)の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- (6) 発注者は、毎月末日締めで委託料の減額事由がある場合には、その旨を受注者に通知する。
- (7) 前項の通知に対して受注者に異議がないときには、受注者は、委託料の請求書及び月次の報告書を発注者に提出する。但し、請求する金額は、運転期間中の各年度に係る委託料の 12 分の 1 とする。
- (8) 発注者は、請求書を受領後 30 日以内に、当該金額の委託料を受注者の銀行口座に入金する。
- (9) (6)の通知に対して受注者より異議の申出がなされた場合には、委託料の金額について、発注者と受注者で協議を行い、精算などを行う。受注者が、発注者から(6)の通知を受領した後 10 日以内に異議を申し立てないときは、異議がないものとみなす。
- (10) 受注者は、(1)の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。但し、受注者は、発注者が委託料を支払ったことによって、当該支払いより前に受注者が行った業務の実施に起因する不備などの責任を免れたと見なしてはならない。

別紙 4（第 53 条関係）

保険の加入

1 発注者は、本件契約第 50 条第 1 項に基づき、以下の内容の保険に加入する。

- (1) 社団法人全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済
 - (2) 社団法人全国都市清掃会議 廃棄物処理プラント保険
- 対象 ((1)、(2)) : 本件施設に係る建物、据付機械、動産及び工作物

2 受注者は、本件契約第 49 条第 2 項に基づき、以下の内容の保険に加入する。
(提案内容及び協議による。)

- (1) 労災総合保険
- (2) 第三者損害賠償保険
- (3) 施設賠償責任保険